



## 第一種（第二種）販売取扱所構造明細書記入要領

### ※記入方法

- (1) 各欄の該当しない部分は、「／」、「－」、「なし」等を記入し、該当する部分がないことを明確にする。
  - (2) 各欄において記入事項が多い場合は、「別紙のとおり」とし、別紙に詳細を記入する。
  - (3) 各面積については、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位までを記入する。
- ① 申請以外の区分を二重線で消す、又は該当する申請区分を○で囲むよう記入する。
  - ② 「事業の概要」欄は、貯蔵所が設置されている事業所の事業内容を記入する。  
《塗料の販売業》
  - ③ 「建築物の構造」欄は、次により記入する。
    - ア 建築物の構造は、第一種(第二種)販売取扱所が設置される建物全体の構造について記入する。
    - イ 「階数」は、建築基準法施行令（以下「建基令」という。）第2条第8号に規定する階数を記入する。
    - ウ 「建築面積」は、建基令第2条第1項第2号で規定する面積を、「延べ面積」は、建基令第2条第1項第4号で規定する面積を記入する。
    - エ 「構造概要」は、建築物の主要構造部の概要を記入する。
  - ④ 「店舗部分の構造」は、次により記入する。
    - ア 「面積」は、第一種（第二種）販売取扱所の床面積を記入する。
    - イ 「床、壁、柱及び屋根又は上階の床」欄は、それぞれの構造を記入する。
    - ウ 「窓」は、建築基準法（以下「建基法」という。）に規定する性能区分（防火設備、特定防火設備）について記入し、括弧書きで窓ガラスの材質等を記入する。
    - ケ 「出入口」は、建築基準法（以下「建基法」という。）に規定する性能区分（防火設備、特定防火設備）について記入し、括弧書きで閉鎖方式（常時閉鎖式、随時閉鎖式等）を記入する。
  - ⑤ 「配合室」欄は、次により記入する。
    - ア 「面積」は、配合室の床面積を記入する。
    - イ 「排出の設備」は、設置する排出設備（強制排出設備、自動強制排出設備）の種類及び設置台数等を記入する。
  - ⑥ 「電気設備」欄は、危政令第9条第1項第17条が適用されることにより、電気設備に関する技術上の基準を定める省令（以下「電設基準」という。）に基づき設置される電気設備の種類、防爆構造の種別又は記号及び個数を記入する。ただし、電気設備が多岐にわたる場合等は、「電気設備の技術基準による。」と記入することができる。
  - ⑦ 「消火設備」欄は、第一種（第二種）販売取扱所に設置される消火設備について、危政令別表第5に規定する区分、設備名、設置数等を記入する。  
《例》第5種消火設備（〇〇消火器）2個
  - ⑧ 「工事請負者住所氏名」欄は、工事請負者の住所、氏名（法人は、主たる事業所の所在地、法人名及び担当者名）及び連絡先の電話番号を記入する。